

保護者様

板橋区立高島第二小学校
校長 山藤 知子

一人一台パソコン（Chromebook クロームブック）の利用について

平素より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

Chromebook の活用については、板橋区のガイドラインで定められており、本校でもガイドラインに合わせて運用をしています。今年度の活用にあたり、学校でも子どもたちに改めて使用のルールを指導します。各家庭におかれましても、お声掛けをお願いします。

1 Chromebook を貸与する上での注意

学校から貸与する Chromebook は、学習活動に使うことが目的です。卒業までの 6 年間同じものを使用します。学習活動に関わる以外で使わないようにします。

2 貸与品

貸与するのは、①Chromebook 本体、②マウス、③AC アダプタ（電源コード）、④画面保護フィルターの 4 点です。この 4 点は、学年が変わっても同じものを使いますが、転校時や卒業時には、通われている学校に返却し、それをまた新入生等に貸与しますので、大切に扱うようにします。

なお、画面保護フィルターは Chromebook の画面についています。こちらも貸与品となります。はがしてなくしたり、捨ててしまったりすることがないようにします。家庭の判断ではがされた場合は、返却まで管理をお願いします。

貸与品の破損の状況によっては、「区が貸与する学習者用パソコンを利用する際の利用同意書」に基づき、保護者への負担をお願いする場合があります。

3 シールの取りはがしや貼付け等の禁止

Chromebook 本体には リースシール（板橋区での管理シール） が貼ってあります。はがしてしまうと管理番号でどれが自分の Chromebook か分からなくなってしまうだけでなく、故障した時に修理等ができなくなる可能性があります。絶対にはがさないようにします。また、ご自身の判断でシール等を貼らないようお願いいたします。万一シールを貼られた場合、区の判断ではがす場合があります。

4 管理番号

盗難・紛失時においてパソコンの不正使用を防止するために、端末のロックをすることができます。その際、リースシール（板橋区での管理シール）に記載してある管理番号の申告が必要になります。リースシール（板橋区での管理シール）は、はがさないようにします。

【問い合わせ】副校長 池田 義則
電話 3936-1561